

いっぱんしゅもん

介護保険について

日本共産党秩父市議団 山中 進

問 介護保険料の値上げ率が県内一だ。年金からの天引きと、サービスを受けた場合、利用料の他に

食費・居住費の全額自己負担サービスを抑えなければならぬ。保険料・利用料の減免を。また介護報酬が3%改正された、施設の従事者の報酬はどうか。

答 保険料の改正にあたり、保険料段階を七段階に細分化し課税世帯の方で本人の収入、所得の低い人は「第四段階特例」という段階を設け大幅な負担増とならないよう配慮している。

利用料が高額になった場合、低所得の方には高額介護サービス費支給や食費、居住費も特定入所者サービス費の支給、社会福祉法人が利用者に対しての助成制度を設けている。

介護従事者の人材確保、待遇改善を主とし、介護報酬が引き上げられ、改定率は在宅分1.7%、施設分1.3%となったが、二度の介護報酬の引き下げで当初の水準に達していないのが現状で、賃金格差の解消を図る目的で「介護職員処遇改善交付金」を創設。市として必要なサービスを受け

られるよう国・県に意見要望も行って

● バイオマスで森林活用と雇用確保について

問 バイオマスの今後の方向性は。バイオマス発電は森を蘇らせる手段の一つ「環境立市秩父」として環境教育の実践の場、上下流

交流を通じて森林・林業の拠点施設、間伐など森林整備の促進で温暖化防止と雇用確保など多面的な効果をもたらす施設と考えている。



吉田元気村バイオマス発電所

秩父市82町会と行政について

無党派 上林 富夫

問 一学校建設に数十億円もかけるのも結構だが、財政に苦慮し、町会事業にも支障をきたしている

町会へわずかで結構なので事務費の増額を考えていただきたい。

また、行政からの要請事項に類似したものも多くあり、横のつながりを考えていただき簡素化をお願いしたいがどうか。

答 事務費補助金に関しては、厳しい財政状況を考慮いただき現行の金額でご理解いただきたい。

町会に対するお願いごと等が多いことに関しては、関係部署と協議し、できるだけ簡素化できるように努力したい。

● 市と職員組合の関係について

問 6月議会に質問以降、市民の皆様や各団体等から、大変な反響をいただいたので再質問をする。

市民に関係ない職員組合事務所が市役所内にあり、家賃、水道、電気などの光熱費などを市民の血税を使い、何十年間も払っていないのは不当労働行為の中の事務的経費などの雇用者側からの援助禁止項目に違反しているのではないのか。

か。即刻退去させるか家賃等を徴収し高齢者医療などに使うべきではないのか。

答 公務員である職員の場合、団体交渉権及び争議権の一部が制限されており労働組合法等は基本的に適用除外であり、市職員組合の場合、職員組合を組織する権利として地方公務員法を根拠法令として組織されており、したがって、労働組合法の不当労働行為は適用されないのをご了承賜りたい。

指摘の職員組合事務所の家賃等については、職員の福利厚生観点から一部を除き免除している。



法令「地方公務員法」

市議会について

● 市議会のはたらき

市議会は、市民の要望を聞き、予算や条例など市の意思を決めることから「議決機関」といい、市長は市議会で決めたことに基づきながら実際に事業を行うので「執行機関」といいます。

市議会と市長は、ともに独立した立場から協力し合い、市政を運営していきます。

● 市議会のしくみ

市議会の本来的な仕事は、「議決」です。市長や議員から提出された議案などを審議し、議会の意思を決めます。主に次のようなものがあります。

- ◆ 条例の制定、改正、廃止
- ◆ 予算の決定、決算の認定
- ◆ 予定価格1億5千万円以上の工事や製造の請負契約の締結
- ◆ 副市長、教育長、監査委員などの選任同意
- ◆ 国や県へ意見書の提出

● 議長の権限

議長は議員の中から議会における選挙で選ばれ、議会を代表し、議会の意思表示はすべて議長の名において行われます。これを議会

代表権といえます。

そのほかの権限として、議事を円滑に運営するための秩序保持権、議員に対する出席勧告、議会の閉会の宣言、発言の許可などの議事整理権、議会事務局職員任免も含め、議会事務を処理するための事務統理権などがあります。

議会用語解説

● 一般質問とは

一般質問は、議案に関係なく、行財政や市政全般について、市長をはじめとした執行機関に対して見解などを問うもので、定例会でのみ行われます。

議会では、議案の審議と同じように、一般質問も重要な役割をもっており、市民の考えを市政に反映させるなど、市当局と自由に討議ができる場でもあります。

演壇での質問の際、議事をスムーズに進行させるために会議規則により質問の要旨を文書で前もって提出することになっております。更に、円滑な議事運営及び適切な答弁を得るためにヒアリング制を導入しています。

● 専決処分とは

本来、条例を設けたり、予算を

定めるなどの場合は、議会の議決を経なければ執行することができませんが、議会を招集する時間がないときなどは、市長は議会の議決を経ないで、条例を設けたり、予算を定めることができます。このことを専決処分といえます。

なお、専決処分をした場合には次の会議（定例会または臨時会）においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければなりません。

● 決議とは

決議については、法的な根拠はありませんが、意見書と同様に広く社会一般のさまざまな問題について、議会がその立場や考えを明らかにして、必要な対策や措置を求めようとするものです。

● 市議会を傍聴してみませんか ●

12月定例会の予定

各日、午前10時開会予定

日程	議事
11月27日(金)	開会、議案説明
12月7日(月)	議案に対する質疑
12月8日(火)	請願・陳情、一般質問
12月9日(水)	一般質問
12月10日(木)	一般質問
12月16日(水)	委員長報告、採決、閉会

※ 日程は、定例会初日に正式に決定されるため、都合により変更になる場合もありますので、ご了承下さい。

編集後記

今議会での久保教育長の答弁に「人には発達段階があり、基礎的基本的なことを繰り返し繰り返し教え込む段階があり、それを活かして発展する段階があり、さらに応用して独自の新しいものを確立する段階がある。まさに千利休の茶道の修行観、守・破・離に通じる」と、ありました。

議員という公職に身をおく者の心構えの基本は「憲法第15条のすべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」であり、政策の決定と行財政運営の批判と監視の役割を果たす議会の構成員として議員は、心構えの基本を厳粛に受けとめ、批判、攻撃が目的ではなく、市民の皆様の声なき声やため息、心をも代表し職責を全うしたい。と願っています。議会の発達段階は守・破・離!?

編集委員

富田恵子 記

- 委員長 斎藤捷栄
- 副委員長 坂本重一
- 委員 新井文雄
- 委員 富田重一郎
- 委員 新井恵子
- 委員 荒船功